

2025年7月23日
第521回理事会

災害等復旧費用の相互扶助運用要領の変更及び公表について（案）

業務規程第176条の15の規定に基づき策定している「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」について、第13回運営委員会（2025年7月2日）における審議を踏まえ、別紙1の通り一部変更を行うとともに、別紙2の通り本機関ウェブサイトにて公表する。

1. 変更日

2025年7月23日

以 上

【添付資料】

別紙1：災害等復旧費用の相互扶助運用要領本文新旧対照表

別紙2：ウェブサイト掲載イメージ

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)			変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)		
	2021 年 4 月 16 日	施行		2021 年 4 月 16 日	施行
	2022 年 4 月 1 日	施行		2022 年 4 月 1 日	施行
	2024 年 4 月 1 日	施行		2024 年 4 月 1 日	施行
	2025 年 3 月 19 日	施行		2025 年 3 月 19 日	施行
				<u>2025 年 7 月 23 日</u>	施行
災害等復旧費用の相互扶助 運用要領			災害等復旧費用の相互扶助 運用要領		
2025 年 <u>3</u> 月			2025 年 <u>7</u> 月		
 電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN			 電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN		

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて (1) 拠出金・積立基準額の設定について ア. (略) イ. 設定方法 基本的には、積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定し、拠出金は、過去の実績から想定される 1 年あたりの平均交付金額に、数年に一度発生するような大規模災害に対応するための積立分を加算して設定する。 <u>ただし、現行料金制度下では交付の実績もまだなく、金額を算出する根拠となる額も正確に出すことが難しいため、2025 年度までの間、経済産業省から通知を受けた額を踏まえて算定する。</u>	2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて (1) 拠出金・積立基準額の設定について ア. (略) イ. 設定方法 基本的には、積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定し、拠出金は、過去の実績から想定される 1 年あたりの平均交付金額に、数年に一度発生するような大規模災害に対応するための積立分を加算して設定する。 <u>(削除)</u>
(3) 拠出金の支払いに関する手続きについて ア. (略) イ. 拠出金請求額の決裁 前年度末の積立残高が確定し、積立残高が積立基準額以下であれば、当該年度の各社への拠出金配分額を理事会にて決議する。ただし、業務規程第 176 条の 9 の規定により、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者に対して拠出金を請求しないことを理事会にて決議する (4 月上旬目途)。	(3) 拠出金の支払いに関する手続きについて ア. (略) イ. 拠出金請求額の決裁 前年度末の積立残高が確定し、積立残高が積立基準額以下であれば、<u>前年度末の積立残高を踏まえ、前年度末の積立残高が積立基準額の半額を超える場合には、拠出金の総額を半額に減額するなど拠出金の年変動を抑制することも勘案し、</u>当該年度の各社への拠出金配分額を理事会にて決議する。ただし、業務規程第 176 条の 9 の規定により、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者に対して拠出金を請求しないことを理事会にて決議する (4 月上旬目途)。

災害時連携計画・災害等復旧費用の相互扶助制度

【災害時連携計画関連】

2024 年 7 月 17 日 [災害時連携計画\(変更\)の経済産業大臣への送付等について](#)

2024 年 3 月 27 日 [災害時連携計画\(変更\)の経済産業大臣への送付等について](#)

2022 年 6 月 6 日 [災害時連携計画\(変更\)の経済産業大臣への送付等について](#)

2021 年 6 月 30 日 [災害時連携計画\(変更\)の経済産業大臣への送付等について](#)

2021 年 5 月 19 日 [災害時連携計画の確認における考慮事項の変更及び公表について](#)

2020 年 7 月 10 日 [災害時連携計画の経済産業大臣への送付等について](#)

2020 年 7 月 9 日 [災害時連携計画における考慮事項の公表について](#)

【災害等復旧費用の相互扶助制度関連】

2025 年 7 月 23 日 [災害等復旧費用の相互扶助に係る災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額の設定及び公表について](#)

2025 年 7 月 23 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改定及び公表について](#)

2025 年 3 月 19 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改定及び公表について](#)

2024 年 4 月 24 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改定及び公表について](#)

2022 年 4 月 1 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改訂及び公表について](#)

2021 年 4 月 1 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領公表について](#)

災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改定及び公表について

災害等復旧費用の相互扶助運用要領について、第13回運営委員会(2025年7月2日開催)の審議を経て、第521回理事会(2025年7月23日開催)の議決により変更しましたので、公表いたします。

今後、申請の際には、下記様式を活用の上、相互扶助申請受付窓口に申請してください。

- [運用要領](#)  (**KB)
 [【別紙1-1】相互扶助の申請書\(初回\)](#)  (**KB)
 [【別紙1-1】相互扶助の申請書\(初回\)見本](#)  (**KB)
 [【別紙1-2】相互扶助の申請書\(追加分\)](#)  (**KB)
 [【別紙2-1】明細書のひな型](#)  (**KB)
 [【別紙2-1】明細書のひな型](#)  見本 (**KB)
 [【別紙2-2】労務管理のひな型\(任意書式\)](#)  (**KB)
 [【別紙3】対象費用の事例と証憑類の一覧表](#)  (**KB)
- 相互扶助申請受付窓口
 郵送先: 〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15
 電力広域的運営推進機関 総務部業務グループ 相互扶助申請受付係
 メールアドレス: sougofujo_madoguchi@occto.or.jp
- ご参考
 第13回運営委員会(2025年7月2日開催)資料は[こちら](#)